

節税しながら老後に蓄え

小規模企業共済制度

法改正により、「準共済金」から、「共済金A」へ引き上げられ、より金額が多く受け取れる。事例1のAさんが受け取る金額は、法改正前だと「準共済金」725万8500円だが、改正後は「共済金A」の835万9200円になる。しかも一括受け取りの共済金は「退職所得扱い」となり税制メリットが大きい。

事例2の会社役員Bさんも、掛金の所得控除に加えて、65歳で退任すれば「共済金B」の797万6400円を受け取れる。

これまで年4回だった分割共済金は年6回(奇数月)の支払いとなり「公的年金等の雑所得扱い」となる。

●法改正による共済事由の変更

		共済事由（主なもの）			解約事由	
地位		A共済事由	B共済事由	準共済事由		
個人事業主	多い （イメージ）	・個人事業の廃業など	老齢給付 （65歳以上掛金を納付した人が請求できる）	① 配偶者または子に事業を全部譲渡	② ①に伴い、共同経営者が配偶者または子に事業を全部譲渡	③ 65歳以上での退任 ※疾病または負傷による退社など （65歳未満での退任は引き続き準共済事由となる）
共同経営者	少ない	・退任など				
会社等役員		・会社等の解散など	老齢給付 （疾病または負傷による退社など）			

●共済金の受取事例



矢尾井 敏廣 吉

TKC中国会鳥根県支部

税と老後の資金確保ができる大変良い共済制度だと思います。TKC中国会では顧問先にも積極的に勧めて

A portrait of Toshio Yatsumoto, a man with glasses and grey hair, wearing a suit and tie. To his left is a vertical column of Japanese text. The text at the bottom of the page is a large, bold headline.

掛金全額が所得控除に

る相談の多くは、売り上げの伸び悩みと、それに伴う資金繰りですが、この制度は、少額からでも加入でき、賃付けも受けられます。昨年の改正で、事業の親族年内承継の場合、より多くの共済金を受け取れるようになります。なったのも評価できます。なりにより、毎月の掛金全額が「所得控除」となり、節税できるのが大きい。小規模企業者の普及率は40%程度と聞いていますので、まずは、この制度をお知らせすることが大切です。

石丸 現中期経営計画がスタートしてから、事業承継に関するニーズが見込まれるお取引先約600社をリストアップしました。各営業店と本部が連携してさまざまご提案を行っています。今後も事業承継支援にきちんと取り組んでいくことが、働く場所を守っていくために重要であり、銀行として地方創生に最も貢献できる手段の一つだと考えています。

「小規模企業共済」制度は、半世紀もの歴史がありお客様との関係をつなぐ有効なツールとして活用させていただいていますが、円滑な事業承継の一助にもなりますか?

事業の円滑な継承がクローズアップされ、「小規模企業共済」制度も改正されました。地域のリーディングバンクとしてどのように関わり、支援しておられ



山陰合同銀行
石丸 文男 頭取

など思ひます。

は1人1社運動を核とするリレーションシップバンкиング（地域密着型金融）の強化に取り組んでいます。お客様と対話を重ねて信頼関係を構築し、ともに課題解決を図っていくことで、企業の附加值向上に貢献し、地域経済の活性化を目指しています。

――山陰西県の特徴はありますか？

石丸 オーナー企業が多く、相続問題が絡むケースがあります。実は、事業承継は古くからの課題で、当行ではさまざまで支援を通じて実績とノウハウを積み重ねてきています。後継者がいれば円滑に進みますが、なかなかそううまくはいきません。最終的に良い形でのM&A（合併・買収）に至るケースもあります。

いずれにしても、働く場所を守り、新たな雇用が生まれることで、若い人たちが魅力を感じる地域にしていくことが大切ですね。

事業承継が重要課題

—山陰両県の特徴はありますか？

石丸 オーナー企業が多く、相続問題が絡むケースがあります。実は、事業承継は古くからの課題で、当行ではさまざまご支援を通じて実績とノウハウを積み重ねてきています。後継者がいれば円滑に進みますが、なかなかそううまくはいきません。最終的に良い形でのM&A（合併・買収）に至るケースもあります。

いずれにしても、働く場所を守り、新たな雇用が生まれることで、若い人たちが魅力を感じる地域にしていくことが大切ですね。

それに伴う度と聞いていますので、先ずは、この制度をお知らせするところが大切です。

も加入でき、経営者の高齢化が進み、事務承継が課題になっています。円滑な事業承継にはより多くの共後継者と従業員のコミュニケーションの掛け金全額がになります。なり、節税準備として、この制度をおこない、小規模勧めします。